

大豆共済

加入資格は

⇒ 5 a 以上栽培している方（作付けする全ての耕地を加入して下さい）
※ただし、連作および捨て作りの耕地については加入できません。

加入方式は

⇒ 下のいずれかの選択になります

- ①一筆方式（7割補償） 耕地単位で被害を評価します
- ②半相殺方式（8割補償） 農家単位で被害を評価します
- ③全相殺方式（9割補償） 農家単位で被害を評価します

補償期間は

発芽期から収穫までです。

※通常の圃場乾燥期間後に圃場より搬出するまでです。



※梅雨時期の湿潤害等で発芽不良等があった場合には、播種可能期間であれば再播種をお願いします。

補償となる災害は



⇒ その他、気象上の原因による災害

※通常すべき管理や防除を怠ったときは、支払い対象とならない場合があります。

耕作面積10a、平年収量200kgの場合共済掛金は

⇒ 掛金の55%を国が負担します。

方式	引受収量 (kg)	補償単価 (kg 当り)	補償額 (共済金額)	国庫負担分 (円)	農家負担 掛金(円)
一筆7割	140	294円	41,160	1,222	1,001
半相殺8割	160		47,040	1,603	1,313
全相殺9割	180		52,920	2,008	1,643

共済金の支払いは

一筆方式については耕地ごとの基準収穫量(平年収量)の3割、半相殺方式は、農家ごとの基準収穫量の2割を、全相殺方式は、農家ごとの基準収穫量の1割を超える被害があった場合に支払います。

ただし、肥培管理や防除不適切等による減収の場合は、耕地ごと程度に応じた分割評価を適用することがあります。